

川俣事務所 かわら版 No. 102 (2023.1)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

明けましておめでとうございます。

今年もタイムリーな情報を提供して参りますので、ご一読くださいますよう、お願いいたします。

協会けんぽ 申請書の改訂について（令和5年1月より）

全国健康保険協会（けんぽ協会）では、傷病手当金支給申請書など多くの申請書を、令和5年1月より改訂いたしました。例えば、傷病手当金支給申請書では、受給に関する委任欄を廃止し、また被保険者本人の記入欄が一部簡略化されるなど、以前より分かりやすくなりました。

今後、申請書を用意する際は、新しい申請書をご利用ください。

【改訂された主な申請書】

- ① 傷病手当金支給申請書
- ② 療養費支給申請書
- ③ 限度額適用認定申請書
- ④ 高額療養費支給申請書
- ⑤ 出産手当金支給申請書
- ⑥ 出産育児一時金支給申請書
- ⑦ 埋葬料支給申請書
- ⑧ 特定疾病療養受給証交付申請書
- ⑨ 被保険者証再交付申請書 など

雇用調整助成金の見直しについて

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特例措置対応していた雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金が大きく変わります。

○雇用調整助成金

令和4年12月1日以降に対象期間の初日がある申請（例えば、令和4年12月16日～令和5年1月15日）については、次の要件のいずれかに該当した場合のみ対象となります。

要件に該当する場合は、売上が分かる資料をご用意ください。

- ① 生産指標（売上げなど）が令和元年から4年までのいずれかの年の同期と比較し、1ヵ月10%以上減少していること
- ② 生産指標（売上げなど）が過去1年のうち任意月と比較し、1ヵ月10%以上減少していること

○緊急雇用安定助成金

雇用保険被保険者以外の労働者に対しても、休業を余儀なくされ休業手当を支給した場合もこれを補助するために助成金が支給されていましたが、この緊急雇用安定助成金は、令和5年3月31日を以て終了することになりました。

雇用調整助成金については、令和5年4月1日以降も支給されますが、再度要件が変わることがありますので、厚生労働省の発表がありましたら、お知らせいたします。

60時間超の割増率50%に！（令和5年4月1日より）

法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超える労働に対しては、割増賃金（25%以上）が必要ですが、令和5年4月1日からは、このうち月60時間を超える労働に対して50%以上の割増賃金が必要になります。

残業が多めに事業所は、既に検討されていると思いますが、十分な業務効率化、残業削減などの対策を行ってください。

詳細は次号にて掲載いたします。また、担当職員にお尋ねください。